

令和2年

10月定例総会会議録

酒田市農業委員会

## 令和2年10月定例総会 会議録

1 日 時 令和2年10月13日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 平田農村環境改善センター 多目的ホール

### 3 出席委員（26名）

|     |        |    |     |       |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 佐藤 良平  | 委員 | 2番  | 庄司 隆  | 委員 | 3番  | 白畑ちか子 | 委員 |
| 4番  | 伊與田明子  | 委員 | 5番  | 佐藤 玲子 | 委員 | 6番  | 佐藤 良  | 委員 |
| 7番  | 石井 光一  | 委員 | 8番  | 池田 良之 | 委員 | 9番  | 土田 治夫 | 委員 |
| 10番 | 佐藤 浩良  | 委員 |     |       |    |     |       |    |
| 13番 | 齋藤 均   | 委員 | 14番 | 児玉 昭一 | 委員 |     |       |    |
| 16番 | 須田 正弘  | 委員 | 17番 | 尾形 大介 | 委員 | 18番 | 佐藤 耕造 | 委員 |
| 19番 | 五十嵐弘樹  | 委員 | 20番 | 飯塚 将人 | 委員 | 21番 | 富樫 一彦 | 委員 |
| 22番 | 柿崎 一美  | 委員 | 23番 | 後藤 保喜 | 委員 |     |       |    |
| 25番 | 五十嵐直太郎 | 委員 | 26番 | 関口 友子 | 委員 | 27番 | 佐藤 清一 | 委員 |
| 28番 | 莊司 研治  | 委員 | 29番 | 大場 重樹 | 委員 |     |       |    |

### 4 欠席委員（3名）

|     |       |    |     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 11番 | 佐藤 茂樹 | 委員 | 15番 | 莊司太一郎 | 委員 | 24番 | 五十嵐 亨 | 委員 |
|-----|-------|----|-----|-------|----|-----|-------|----|

### 5 事務局職員出席者

|      |      |       |      |         |       |
|------|------|-------|------|---------|-------|
| 事務局長 | 村岡 修 | 事務局次長 | 遠田 博 | 農地主査兼係長 | 阿彦智子  |
| 主事   | 本間瑛帆 |       |      |         |       |
| 専門員  | 後藤重明 | 調整主任  | 門脇正博 | 主査      | 五十嵐則子 |

### 6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第4条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

### 7 議 事

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 議第44号 | 農地法第3条の規定による許可申請について    |
| 議第45号 | 農地法第5条の規定による許可申請について    |
| 議第46号 | 農地法第5条の規定による許可の計画変更について |
| 議第47号 | 農用地利用集積計画について           |

---

**開 会**  
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

それでは、ただいまから令和2年10月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会に当たりまして、五十嵐会長より挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

(会長 挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条によりまして会長が務めることとなっております。  
五十嵐会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、11番、佐藤茂樹委員、15番、荘司太一郎委員、24番、五十嵐亨委員の3名です。  
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

---

**◎議事録署名委員の選任**

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願ひます。

議事録署名委員に、29番、大場重樹委員、1番、佐藤良平委員の両名にお願ひいたします。

---

**◎報告事項**

○五十嵐直太郎 議長

それでは、報告事項について事務局の説明を願ひます。

○村岡事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、(1)農地法第3条の3届出書の受理について17件、(2)農地法第5条届出書の受理について5件、(3)地目変更登記に係る照会に対する回答について1件、(4)農地法第18条第6項の規定による通知受理について3件、以上26件について担当より説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

報告事項の報告

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願ひいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

## ◎議第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

### ○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第44号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

### ○村岡事務局長

議第44号 農地法第3条の規定による許可申請については、7件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

### ○阿彦主査兼農地係長

議案書、9ページになります。議第44号です。

酒田33番、渡人が藤塚の〇〇さんです。受け人はその息子で親子になります。土地の表示は、宮内の雑種地を1筆、このたび親子間の使用貸借の設定を行うものになります。契約期間は5年となります。雑種地ではございますが、現況は畑でございます。渡人は平成28年から経営移譲年金を受給しておりまして、農業者年金の対象地ではありませんが、息子が耕作を行っているため使用貸借を結ぶものでございます。なお、使用貸借を結ぶ理由としては、高収益作物次期作支援給付金、いわゆるコロナ禍に対する補助金申請のためとなるものでございます。

続きまして、酒田34番、漆曾根の〇〇さんから、漆曾根の〇〇さんへ、土地の表示は漆曾根字四合田97番の田1筆につきまして、相手方の要望によりまして所有権移転となるものでございます。

8月の総会案件で、別段の面積を設定している箇所になるものでございます。なお、売買価格につきましては別添資料の8ページにありますとおり、10アール当たり181万8,000円、総額では30万円のやり取りとなるものでございます。なお渡人は、老齢年金の受給であるため、年金への影響はございません。議案書にお戻りください。

酒田35番、北沢の〇〇さんから生石の〇〇さんへ、こちらの関係性は親子になります。このたび20年間の使用貸借権を結ぶものでございまして、年金を伴わない経営移譲ということになります。なお、設定の理由につきましては、先ほど申し上げた補助金の目的でございます。

続いて、酒田36番、広野の〇〇さんから、広野の〇〇さんへ、こちらも親子の関係になります。こちらも年金を伴わない経営移譲ということで、10年の使用貸借権の設定で、コロナ対策の補助金の申請のために設定するものでございます。

続いて、10ページをお開きください。

酒田37番、浜中の〇〇さんから浜中の〇〇さんへ。住所は違いますが、祖父と孫の関係になります。こちらも年金を伴わない経営移譲ということでございまして、コロナの補助金の申請の目的による10年間の使用貸借権設定でございます。なお、登記地目は雑種地ですが、現況は畑となっているものです。

また経営面積欄をご覧いただくと経営面積がないような記入となっておりますが、実質は世帯で耕作を行っているものであって、このたびの50アール以上の使用貸借ということからも面積要件は満たしております。

今回の農地法第3条の規定による許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件、その他、経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

それでは、八幡をお願いします。

### ○八幡総合支所 後藤専門員

続きまして、八幡13番、新出の〇〇さんから同じくの新出の〇〇さんへ、祖母と孫の関係になります。10年間の使用貸借になります。年金については、加入がないために影響はありません。

八幡14番、福山の〇〇さんから、同じく福山の〇〇さんへ、福山の田1筆の所有権移転になります。売買価格については、別添資料にあるとおり、10アール当たり50万円の売買価格になります。これにつきましては、農地の区切りが現況と違うことから、もとの土地を測量して135-1と135-2の2筆に分割し、135-2について隣接である受人のほうに譲渡するというふうになったものです。

以上、農地法3条規定による許可申請について、よろしく申し上げます。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

10月7日に、第5班による農地調査委員会を行っております。

議第44号 農地法第3条の規定による許可申請については、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めをお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第44号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、許可決定といたします。

---

### ◎議第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第45号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第45号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について担当が説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書11ページをご覧ください。議第45号です。

酒田15番、渡人が、浜中の〇〇です。受け人は鶴岡市の〇〇株式会社です。浜中字村北分散の畑1筆につきまして、このたび太陽光発電設備敷地として所有権移転の申請となるものです。農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、2種と判定しております。許可基準は周辺のほかの土地に立地するのが困難であるため許可基準を満たしているものと考えます。なお、この箇所については、白地でございます。

別添資料をご覧ください。2ページ、3ページになります。

2ページの位置図をご覧くださいと、場所については国道112号を鶴岡のほうに南下いたしまして、浜中海水浴場の入り口辺りから東側のほうに向かって集落のほうに入ります。ちょうど浜中余目線にぶつかる辺りの箇所になっております。

案内図のほうに詳しい位置図が載っております。ご覧ください。

2ページの字限図をご覧くださいと、このたびの申請箇所については、25-1とあるように、かぎ型になっております。後ほどスライドをご覧くださいますが、実際としては、25-4の場所に、住宅が建っているものでございまして、太陽光パネル設置の折には家を壊して25-4、25-1の一体利用での設置となるように聞いております。その際の面積については1,700平米弱ほどの面積になるということ聞いております。

また、44-1、43などは畑になっております。周辺の隣地からの承諾書、地区農振からの承諾書も頂戴しているところでございます。

また、売買価格につきましては、1ページにありますとおり、10アール当たり68万7,000円ということになります。詳しくは後ほどスライドでご説明いたします。

議案書に戻っていただきまして、酒田16番になります。

浜中の〇〇さんから、東京都の〇〇株式会社へ、浜中字八間山の畑2筆の一部につきまして、このたび一時転用の申請となっております。農地区分は、農用地区域の青地になっております。

今回の申請理由は、携帯電話基地局の電波塔の塗装請負に伴う資材置場及び作業通路敷地ということで、2か月の賃貸借ということになっております。

別添資料の4ページと5ページをご覧ください。

4ページの上のほうに位置図がございまして、案内図をご覧くださいと、国道112号を鶴岡のほうに向かっていき、袖浦橋を渡る手前のほうから畑側へ入っていくような箇所になっております。また、転用地が一部分ということになっておりますので字限図をご覧くださいと、このような形になっておりますが、周辺の隣地からの承諾書は頂戴しているところでございます。

説明は以上です。(スライドを映写)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第45号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見があったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。酒田15番及び酒田16番の現地調査の結果を五十嵐弘樹委員より報告願います。

○19番 五十嵐弘樹委員

19番、五十嵐です。

9月30日、事務局と2人、そして私と3人で現地を調査をいたしました。

まず初めに酒田15番ですが、スライドを見てのとおり、少し荒れている状態ではありました。そして、別添資料の2ページのとおり、25-4のほうは住宅が建っていましたが、ガラス等が割れて廃墟化している状態でありました。もう住んでいない状態で、地元でもちょっと危ない場所というふうに関心する人からは聞いております。

ただ1つ、この事業者は、以前許可を受けた後、太陽光パネルを設置することができない状況となって、別の事業者が引き受けて再度、許可をしたことがあります。農地法では、許可後1年で完成させるというふうに聞きましたので、これが1年で本当にやってくれるのかどうか、ちょっと注意して見ていきたいと思っております。まずは、ご審議のほどよろしく願います。

続きまして、16番のほうですが、携帯電話の電波塔の作業ということで、2か月ということ、大丈夫だということだと思っておりますので、審議のほどよろしく願います。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。  
ただいま弘樹委員のほうから、計画は立てても100%の形じゃなくて、途中で業者がバトンタッチした部分もあったのではないかと、そのようなご指摘があったわけですが、このことについて参考までに主査のほうで、委員の皆さんにちょっとかみくだいたような説明をいただければと思います。

○阿彦主査兼農地係長

〇〇(株)では一度許可を受けた後、事業の実施が泣かなか行われなかった事例が黒森でありました。その後、国から通知によって許可の実施の期間というのを1年以内、おおむね1年以内に実施できるようにということで来ております。それを当てはめていきますと、〇〇(株)の計画が1年より遅れるような状況でありました。弘樹委員のほうからも何度も指導していただきまして、結果、黒森地区の別の業者さんが、その事業を引き継ぐ形でという転用許可を受けている状況でございます。

そういったこともありまして、このたびの計画がきちんと1年以内でなされるのかということ、心配されていることだと思われそうですが、そういったところについては、事務局のほうでも3か月後にも一度事業完了報告書を求めることになっています。3か月、1年というサイクルの中で事業実施の状況を確認しながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。この部分も踏まえて、皆さんのご意見、ご質問はございませんでしょうか。それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第45号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第45号については許可決定といたします。

---

◎議第46号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について

続きまして、議第46号 農地法第5条の規定による許可の計画変更についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

議第46号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、1件の申請がありましたので、この可否を決定しようとするものであります。

詳細について、担当が説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議第46号 農地法第5条の規定による許可の計画変更についてです。

酒田1番、漆曾根の〇〇です。土地の表示が漆曾根字腰廻の2筆になります。

許可の内容について、令和元年7月12日付で、住宅及び庭敷地として5条の許可を受けているところでございます。このたび計画変更内容としては、資材置場敷地としての申請になります。

状況について、今年の許可当時は住宅の増改築に伴う増設地及び庭敷地ということございました。このたび、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、住宅増改造の資金を確保することが難しくなり、そのため今年の許可内容に即した事業実施ができなくなっているところでございます。

なお、従来よりこの申請人は建築業を営んでおりまして、その業務において資材置場が手狭になったこともありまして、このたび資材置場の確保のための計画変更の申請となったものでございます。

このたびの申請地については、別添資料の6ページ、7ページにて位置図をご覧ください。  
漆曾根の公会堂の近くに申請地がございます。近くの目標物としては北平田郵便局がございます。  
6ページの字限図をご覧ください。

このたびの申請地は太囲みになっている102番と103番になっておりますが、その手前の105-1に住宅が建っております。その105-1の右側、ちょうどこの図でいいますと、撮影方向①と表示されている箇所に作業小屋が建っております。

このたび、この住宅の改築は行わなくなりましたが、作業小屋については改築をそのまま続けるというふう聞いておりました、作業小屋を通りまして、裏手にあります102、103の箇所に資材置場を確保しようとしているものでございます。

この字限図で、撮影方向③、矢印の先に示されている細長いところ、こちらは水路になっております。また、101番はご本人所有の畑になっております。

それでは、スライドをご覧くださいと思います。(スライドを映写)  
スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第46号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、農地調査委員会では許可することに、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可案件の計画変更ですので、現地調査の結果を確認いたします。地元農業委員から現地調査の結果を報告願います。

酒田1番について、18番、佐藤耕造委員、お願いいたします。

○18番 佐藤耕造委員

18番、佐藤です。

9月30日に事務局2名と、私と本人も立ち会いまして現地確認をいたしました。住宅敷地、庭敷地の予定にしていたのですが、資金の関係でできないということで、業務上の都合で資材置場ということで利用したいという意向でしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かご質問、ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第46号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第46号について許可決定といたします。

---

### ◎議第47号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第47号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

議案書13ページ、14ページになります。

議第47号、農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)利用権の設定6件の申請がございました。

うち2件、14ページになりますけれども、2件について取り下げがございました。その結果、利用権の設定4件の計画について、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について、説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議第47号です。今回の集積の案件につきまして、全件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、自立、意欲、能力要件、認定農業者等、経営面積などについて各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をいただいているところでございます。

1番、一般事業(1)利用権の設定です。公告予定日は令和2年10月16日の予定です。

酒田13番、遊摺部の〇〇さんと〇〇さんの共有から、遊摺部の〇〇さんへ、賃借料は1万1,000円で5年の更新契約となるものです。

続いて袖浦31番、十里塚の〇〇さんから十里塚の〇〇さんへ、十里塚の農地について賃借料ゼロ円での10年の使用貸借権の設定となるものでございます。なお、こちらの設定理由につきましても、先ほど来のコロナ関連の補助事業対応ということになっております。

袖浦32番と袖浦33番、同じ借受人の案件となります。袖浦32番は、高見台一丁目の〇〇さんから宮野浦三丁目の〇〇さんへ、袖浦33番は、宮野浦三丁目の〇〇さんと〇〇さんの相続人代表から、同じ受人への貸付けとなります。こちらは先ほど解約でも出てまいりましたが、宮野浦の現況が畑の原野につきまして、このたび賃借料5,000円で3年の賃貸借を行うものになります。

なお、受け人の営農状況の計画について、別添資料8ページからをご覧くださいますと、次世代型の青年就農の補助金を申請するための計画書が添付されております。そちらで確認をお願いしたいと思います。なお、今のところアサツキを植え付けるという予定でございます。

実はこの方は、Uターンで戻ってこられての就農というふう聞いております。計画書の確認お願いいたします。説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第47号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。

何かご質問はございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第47号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第47号については計画決定となりました。

---

## 閉 会

以上をもちまして、令和2年10月定例総会を閉会いたします。